

新型コロナウイルス感染症に係る対応についてのお願い

【保護者の皆様へ】

日頃より本市学校教育および新型コロナウイルス感染拡大防止のために、特段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る陽性者の自宅療養期間短縮の方針（9月7日）に基づき、下記の対応といたします。ご理解及びご協力よろしくお願ひいたします。

★市内小中学校に在籍している児童生徒への対応表

状況 対象	陽性判定を受けた場合	濃厚接触者・濃厚接触者 候補に該当した場合	同居家族の職場や学校で陽 性者が確認された場合
児童 生徒が	○出席停止の措置 ・発症日を0日とし、 <u>7日間経過、かつ症状軽快後24時間が経過するまで自宅待機。</u> ・ <u>10日間が経過するまでは自主的な感染予防を行う。</u> ・無症状の場合は※1) 参照。	○出席停止の措置 ・陽性者（同居家族以外）との最終接触日を0日とし翌日から5日間の自宅待機。 ・同居家族が陽性となった場合は※2) 3) 参照	○登校制限はしない ※児童生徒本人や同居家族にのどの痛み等の風邪の症状や発熱がない場合
児童 同居 家族が	○出席停止の措置 ・原則、同居家族は濃厚接触者となる。 ※2) 3) 参照	○登校制限はしない ※児童生徒本人や同居家族にのどの痛み等の風邪の症状や発熱がない場合	○登校制限はしない ※児童生徒本人や同居家族にのどの痛み等の風邪の症状や発熱がない場合

※1) 無症状患者については、検体採取日を0日とし、7日間を経過した場合には8日目に療養解除可能です。また、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、5日間経過後（6日目）に解除可能とします。

※2) 児童生徒の同居家族が陽性になった場合の自宅待機期間は、陽性者の発症日又は当該陽性者の発症により住居内でマスク着用等の感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日として5日間待機（6日目から解除）となります。

※3) 児童生徒が濃厚接触者となった場合、感染拡大のリスクが高いため、2日目・3日目の検査陰性による早期解除は適用いたしません。ご理解とご協力をお願いします。市内小中学校に在籍していないご家族の方の「早期解除」については、所属先におたずねください。

※4) 感染拡大が不安で欠席される場合はこれまでどおり出席停止の措置となります。

【連絡方法】 ■所属先（学校、学童保育等）へ連絡をしてください。



【週休日に陽性確認された場合は、週休日明け（月曜日）の朝に学校へ連絡】

※学童保育や部活動については、速やかに所属先へ連絡してください。